

「静岡県活用促進技術」について

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

1

「静岡県活用促進技術」について

- 静岡県登録新技術において、「**静岡県活用促進技術**」を選定することにより、活用を積極的に促す。
- 選定要件については、**NETISの活用促進技術**の要件を参考に、以下のように設定した。

静岡県活用促進技術の【選定要件】

ア. 汎用化、一般化されていない技術

→当該年度から5年度内に登録された技術 ※アかつイ 又は ウ

イ. 活用の効果が優れている技術

→**過去5年間**の新技術活用実績調査において、**5件以上**
(1件以上/年間を想定)の活用実績が確認され、従来技術との比較にて**活用の効果が向上**と判断されたもの。

ウ. その他建設工事新技術活用評価委員会が選定し指定する技術

→特定の現場ニーズに合致する技術等 (例:カーボンニュートラル等)



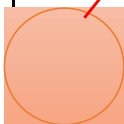
「静岡県活用促進技術」について

「静岡県活用促進技術」に選定された技術の取扱い

ア	有効期間	選定された年度を含め5年間 に限り 「静岡県活用促進技術」として取扱う
イ	比較対象	採用可能と判断される場合、設計業務の比較検討の対象技術とする (共通仕様書で規定しています。)
ウ	積算基準	建設技術監理センターで一括して見積※ を依頼し、 結果を新技術情報DB等で周知する ※建設技術監理センター功刀で依頼可能なもの
エ	名称使用	選定された年度を含め5年間 に限り 「静岡県活用促進技術」を名乗ることができる
オ	周知	「静岡県活用促進技術」に選定された技術については、技術概要や現場導入を含め、新技術情報DBや積算資料等に掲載して広く周知を図る

「静岡県活用促進技術」について

「静岡県活用促進技術」の有効期間、名称使用期限

年 \ 月	4月	9月	12月	3月
1年目				
2年目				
3年目				
4年目				
5年目				

使用可能期間

～年度末（3/31）まで使用可能

建設工事新技術
活用評価委員会

静岡県活用促進技術の保有者は、指定された年度を含め5年間（4年後の年度末まで）に限り「静岡県活用促進技術」の名称を使用できる。

使用期限が切れた技術については、過去に指定された技術として、新技術情報データベース等で記録を残す。

こちらに新技術活用促進に関する実施要領や申請様式等を掲載していますので御確認ください。

★新技術活用促進に関する資料等

HPリンク先

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06.html/B8B866AFAA3AE5EC49256DF1002E59A0>

《静岡県公式ホームページ》

申請様式の提出及び問い合わせについては、下記アドレスにお願いします。

★新技術の提出先及び問い合わせ先

gijyutsu-center@pref.shizuoka.lg.jp